● 登録請求書・変更届・廃止(休止)等に関する取扱について

【登録請求書】 新たな受信機の設置又は受信機を増設する場合

> **提出時期**:受信機設置日前まで(原則1週間前までに)

▶ 所定様式:全国瞬時警報システム業務規程 別記様式第一号(登録請求書)

▶ 提出先 : renraku-jalt@soumu.go.jp ※ 都道府県経由で提出

▶ 留意事項: Excelデータのまま、電子メールにより提出すること。

様式の掲載場所:消防庁ホームページ

消防庁の役割>国民保護>全国瞬時警報システム(Jアラート)>Jアラートの概要>別記様式第一号(登録請求書)

 \triangle

新たな受信機を設置する場合は、登録請求書の提出が必要です。 その際、必ず従前使用していた受信機に関する連絡(廃止報告・休止報告)をして下さい。

【変更届】 登録請求書の内容に変更が生じた場合

▶ 提出時期:変更が生じた場合に速やかに

▶ 所定様式:全国瞬時警報システム業務規程 別記様式第二号(変更届)

▶ 提出先 : renraku-jalt@soumu.go.jp ※ 都道府県経由で提出

▶ 留意事項: Excelデータのまま、電子メールにより提出すること。

変更箇所以外の事項もすべて記載すること。

※ 代替機(修理期間中の一時的な交換)の場合、変更届は不要です。 代替機を設置する旨(MACアドレス等)を、消防庁へご連絡下さい。

様式の掲載場所:消防庁ホームページ

消防庁の役割>国民保護>全国瞬時警報システム(Jアラート)>Jアラートの概要>別記様式第二号(変更届)

【 廃 止 報 告・休 止 報 告 】 受信機を廃止又は休止する場合

連絡時期: 随時

▶ 所定様式:なし(電子メール本文に下記連絡事項を記載のうえ、報告すること)

連絡先 : renraku-jalt@soumu.go.jp ※ 都道府県経由で連絡

▶ 連絡事項:① 団体名

② 受信機管理番号

③ MACアドレス

④ 廃止(休止)年月日

⑤ 廃止(休止)理由

※ **廃止** 受信機の登録情報を消防庁の管理システム上から 完全に削除する※再設置不可能

⇒ 今後使用する見込みがない場合に行う手続き

※ 休止 受信機の登録は継続するが、

消防庁の監視対象外とする※再設置可能

⇒ 当面予備機として保管しておく場合に行う手続き

【エラー報告】 受信不可又は情報伝達ができない場合

▶ 連絡時期:随時(突発的な事象を除き、原則1週間前までに)

所定様式:なし(電子メール本文に下記連絡事項を記載のうえ、報告すること)

▶ 連絡先 : renraku-jalt@soumu.go.jp ※ 都道府県経由で連絡

▶ 連絡事項:① 団体名

② 受信機管理番号

③ MACアドレス

(例) 庁舎年次点検による回線断

地上回線、衛星回線受信不可 など

⑤には、理由に加え地上・衛星回線の接続状況も記載

4 期間

⑤ 理由

- ⑥ 緊急時の担当者連絡先(24H対応可能な連絡先であること)
- ⑦ 手動配信体制について(具体的な対応内容を記載)
 - ※ 復旧までの間、必ず手動配信体制の確保をすること